



令和 8 年 8 月 2 6 日（水） 岐阜県発表資料			
担 当 課	担 当 係	担 当 者	電話番号
人事課	人事管理対策監	入山	内線 2242 直通 058-272-1135 FAX 058-278-2533
環境生活政策課	管理調整監	黄地	内線 2911 直通 058-272-8202 FAX 058-278-2605

本県職員の処分について

県は、本県職員の処分を、令和 8 年 8 月 2 6 日付けで下記のとおり行いました。

記

中濃県事務所における浄化槽設置届出書等の紛失等事案

（１）被 処 分 者

現所属	職級	年齢・性別	処分の内容
林政部 現地機関	主事級	3 1 歳・男性	減給1/10 6 月

・ 根 拠 地方公務員法第 2 9 条第 1 項第 1 号及び第 2 号

・ 処 分 事 由 令和 4 年 8 月 1 5 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの間、中濃県事務所において、県民等から提出された浄化槽設置届出など 1 6 種類の行政手続について、本来行うべき事務処理を怠り、計 2 1 0 件を未処理のまま放置した。
また、そのうち、延べ 1, 8 8 1 人分の個人情報を含む、届出書等計 1 3 5 件を紛失した。

（２）管理監督職員

上記事案に関し、当該職員を管理監督する立場にあった者に対して、管理監督責任に基づく措置を行った。

・ 懲戒処分以外の措置

措置の内容	対象者数
厳重注意（文書）	4 名
厳重注意（口頭）	3 名